

企業に求められる 熱中症対策



株式会社Avenir

本日のポイント

- ☑ 熱中症対策義務化について知ることができる
- ☑ 熱中症対策が理解できる
- ☑ 熱中症の疑いがある人への対処方法がわかる

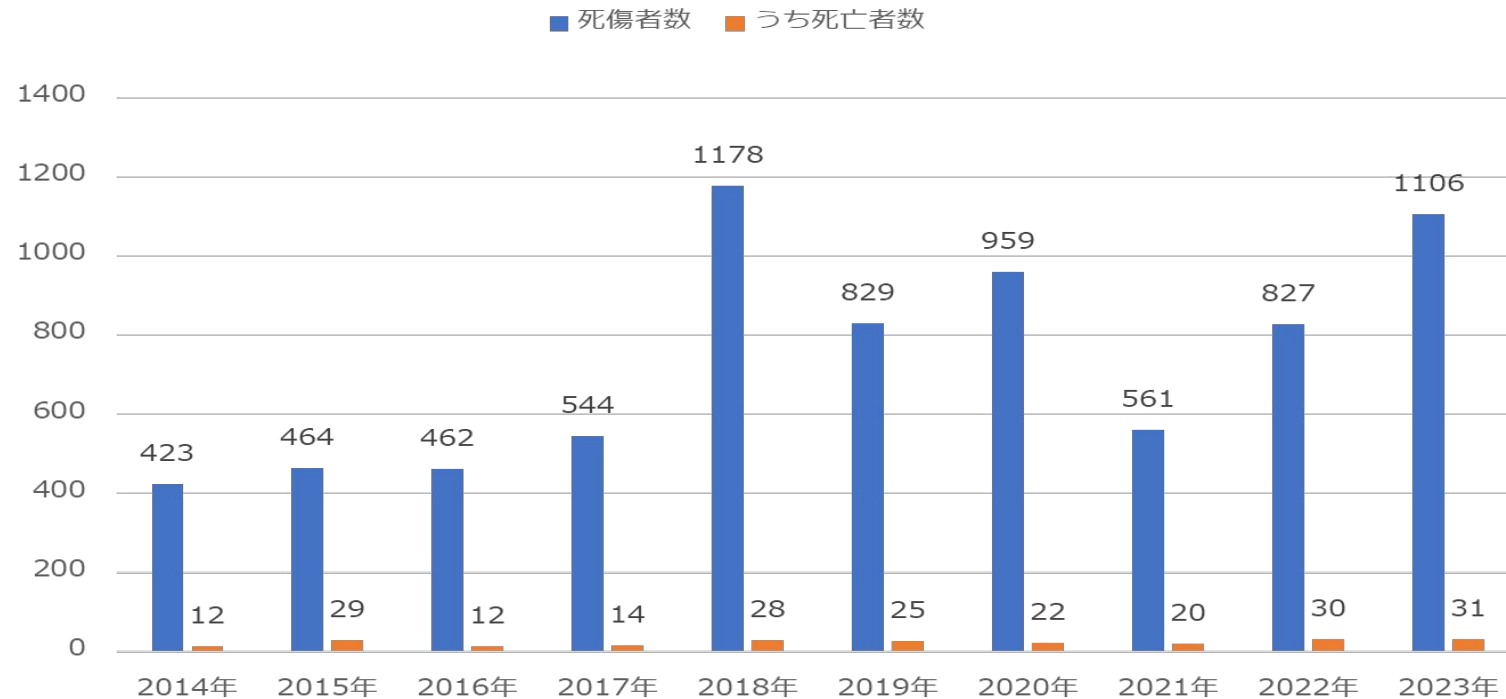
もくじ

- ☑ 熱中症対策の義務化について
- ☑ 熱中症とは(データで見る熱中症)
- ☑ 暑さ指数について
- ☑ 具体的な実施内容について
- ☑ まとめ
- ☑ 参考資料

データで見る熱中症

昨年度の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

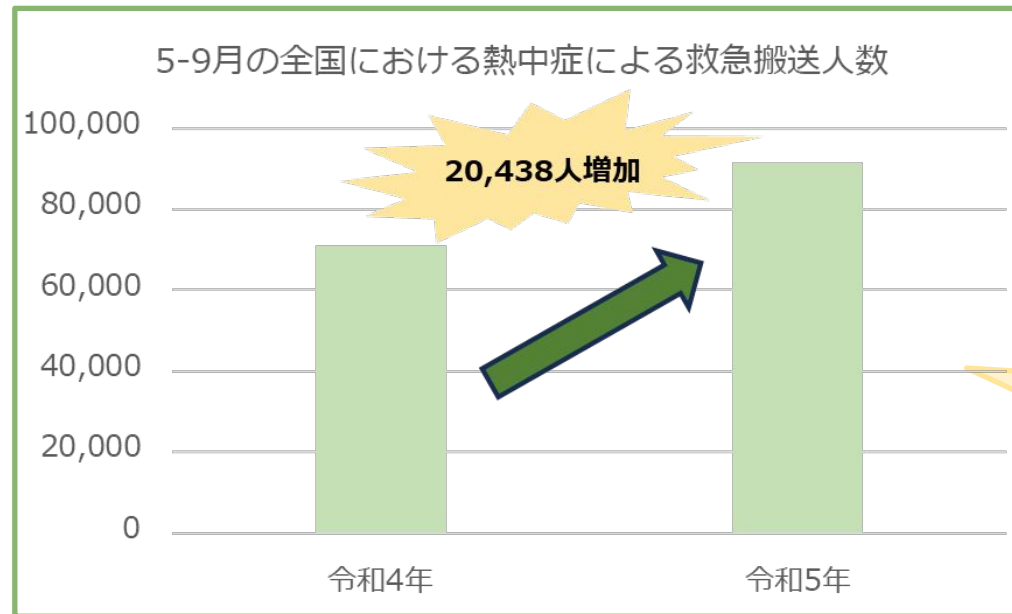
2023年度の休業4日以上死傷者は1,106人、うち31人が死亡している。
中でも建設業(209件)、製造業(231件)の死傷者数が全体の4割を占めていた。



データで見る熱中症

昨年度の救急搬送件数

令和5年5～9月の全国における熱中症による救急搬送人数は 91,467 人。
令和4年度の同期間の救急搬送人員 71,029 人と比べると **20,438 人増加**。



- ・令和5年は例年より気温が高かった
- ・世界情勢の影響による電気供給不安定
→ エアコンの利用控え
→ 屋内での熱中症の発生率の上昇

熱中症対策の義務化について

2025年6月1日～

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部が改訂されます

背景：職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30名を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5-6倍
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- ・ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

熱中症対策の義務化について

熱中症対策が義務化となる対象

- ☑ 気温や湿度などから算出する暑さ指数(WBGT)が28以上、
あるいは気温31度以上の環境
- ☑ 上記の環境で1日4時間以上 または連続1時間以上 作業をする場合

※義務化されていない事業場でも対策が推奨されています

※事業者が対策を怠った場合は6カ月以下の拘禁刑か50万円以下の
罰金 が科されることとなります

熱中症対策の義務化について

義務化となる内容

事業者は、暑熱な場所において熱中症を生ずるおそれのある作業を行う場合、あらかじめ以下の対応が必要

- ・熱中症の疑いがある者を他の労働者が発見した際に速やかに報告できる体制を整備し、周知すること。
- ・作業場ごとに、①作業からの離脱 ②身体の冷却 ③必要に応じた医師の診察・処置など、重症化を防止するために必要な措置と手順を定め、周知すること。
(参考:2025年4月15日省令 労働安全衛生規則)

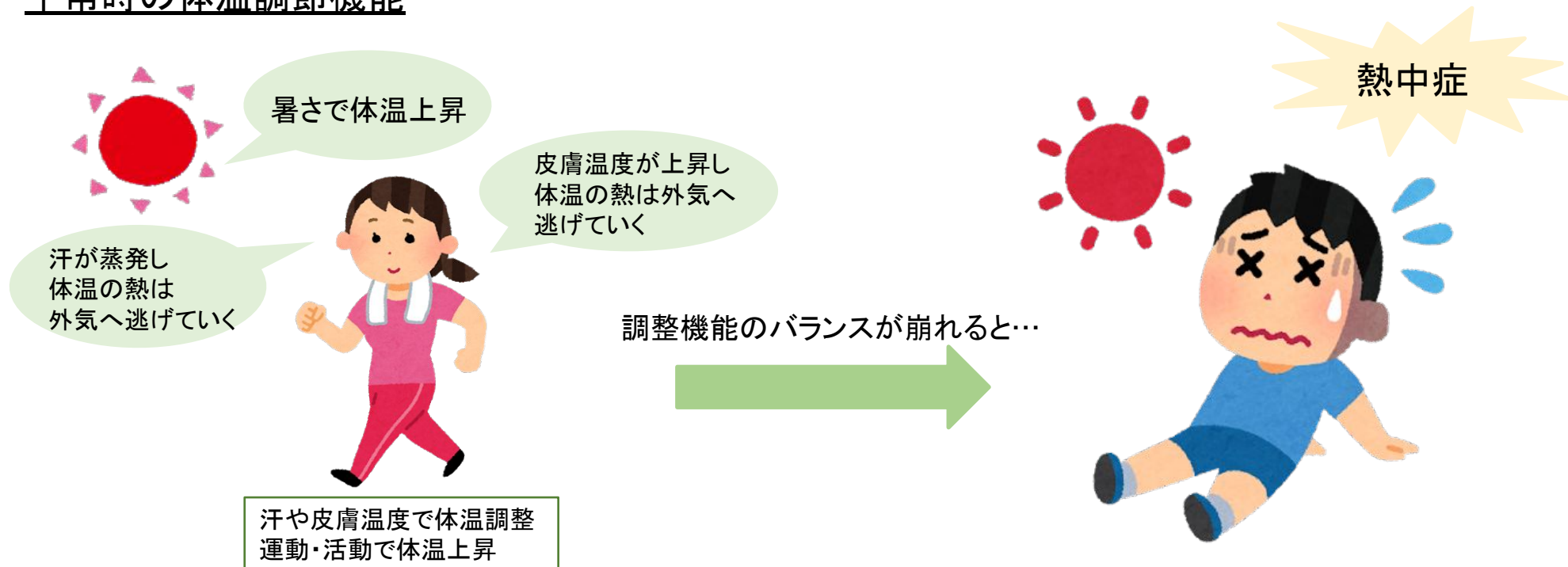
実施内容 ※具体的な内容はスライド17以降にて説明

- ① 体制整備
- ② 対応手順の作成
- ③ 関係者への周知

熱中症とは

体温の上昇と調整機能のバランスが崩れ、
身体に熱が溜まることで様々な不調をきたした状態

平常時の体温調節機能



熱中症とは

軽症

- ・めまい
- ・あくび
- ・筋肉痛や筋肉の硬直
- ・手足のしびれ
- ・気分不快

中等症

- ・頭痛
- ・吐き気
- ・嘔吐
- ・倦怠感
- ・虚脱感
- ・軽度の意識障害

重症

中等症の症状 + α

- ・意識障害、けいれん
- ・手足の運動障害
- ・高体温
- ・肝機能異常
- ・腎機能障害
- ・血液凝固障害
など

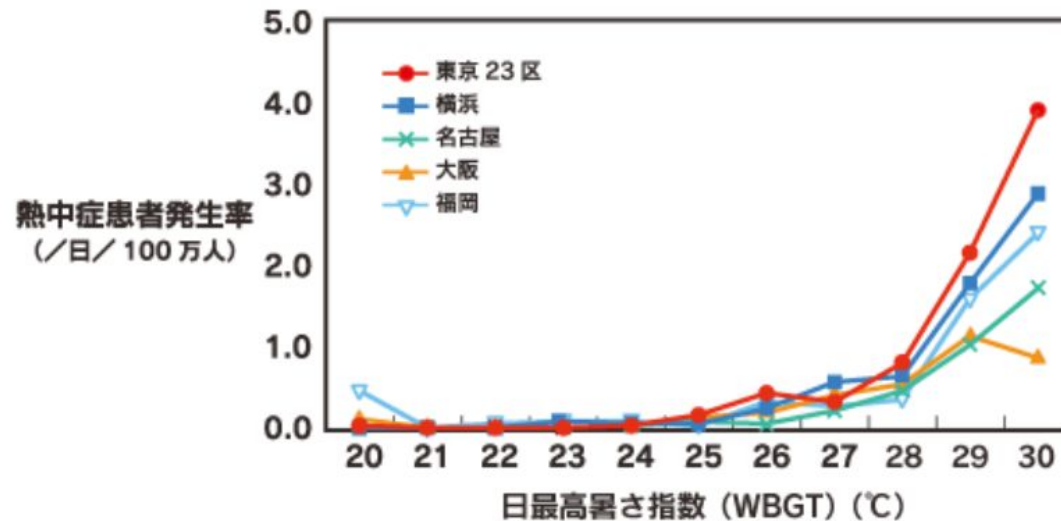
中等症の状態自分で水分や塩分摂取ができない場合や
重症の場合であればすぐに医療機関へ搬送

暑さ指数について

暑さ指数(WBGT)とは、

暑さによる身体への負荷の目安 と熱中症の予防を目的とした指標のこと

①気温、②湿度、③日射・輻射などの周辺の熱環境 を取り入れた指標



暑さ指数(WBGT)が**28**(厳重警戒)を超えると熱中症患者が著しく増加する

暑さ指数について

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31 以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28 ~ 31)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25 ~ 28)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25 未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver4」(2022)より改編

熱中症を予防するには

作業、作業環境の対策

- ・エアコンや扇風機の活用
- ・一定時間ごとの休憩
- ・通気性のよい服装
- ・帽子や日傘の活用
- ・体を冷やすグッズの使用
- ・横になって休める場所の整備



個人での対策

- ・水分だけでなく
塩分や経口補水液などの摂取 も行う。
※糖尿病や腎臓病の方は過度な摂取は注意。
- ・カフェインやアルコールは
利尿作用があるため水分補給には適さない
- ・体調不良は早めに報告する



企業が求められる対策 3つのポイント

- ①体制整備（報告体制）を確認しましょう。
- ②対応手順の作成をしましょう。
- ③衛生委員会やイントラネットなどで周知を行いましょう。

実施内容 ①体制整備(報告体制)を確認しましょう。

暑さ指数(WBGT) または 気温を測定し、作業時間 を確認しましょう。
職場巡視チェックリストの項目への追加を推奨します。

4	温度・湿度管理は適切か (気温18-28℃) (相対湿度40-70%)	0. WBGT28度、または気温31度以上の環境である ※該当する事業場は5の対応必須
		1. 冷暖房の調整ができず業務に支障がある
		2. 細かい温度調整ができず冷暖房の効果が一定でない
		3. すべての場所で冷暖房の調整ができている
5	熱中症の疑いのある者を発見した際の実施手順が作成されているか。また、関係労働者に周知されているか。	1. 実施手順は定まっておらず、関係労働者に周知もされていない
		2. 実施手順は定まっているが、関係労働者に周知がされていない
		3. 実施手順は定められており、関係労働者に周知されている

ポイント

使用されている職場巡視チェックリストに赤字の文言を追記することで漏れなく確認ができます。

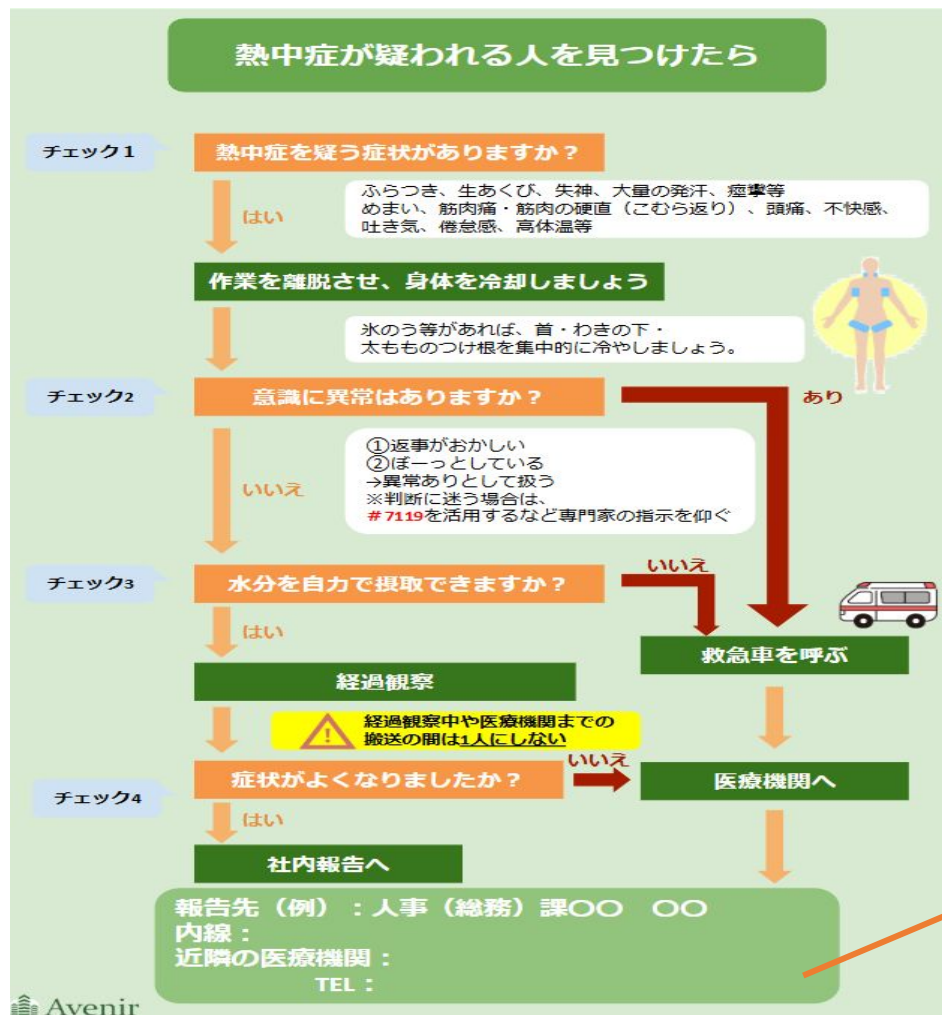
実施内容 ①体制整備(報告体制)を確認しましょう。

- ・熱中症の自覚症状がある者
- ・熱中症の恐れがある人を見つけた者

誰に報告するのか、報告を受けた者はどのような行動をするのか確認しましょう。

各事業場にて **報告者や体制は異なります**。
どの事業所でも同じ体制ができるように予め話し合しましょう。

実施内容 ②対応手順の作成をしましょう。



熱中症対応フローに沿って
症状の確認や対処を行いましょう

現場ですぐ見れる場所にフローがあると
早期に適切な対応がしやすいです。

熱中症も含め、急な体調不良者が出た
場合、一人では対応できません。体調
不良が起こったら、すぐに応援を
呼ぶ習慣づけも大事です。

ポイント

発見した人がフローをみてその場で対応できる
ように連絡先を明示しておくことがポイントです

実施内容 ③衛生委員会やイントラネットなどで周知を行いましょう。

- ・体制整備（報告体制）

- ・対応手順の作成

衛生委員会やイントラネットなどで周知を行いましょう。

各事業場へ掲示するなどよいでしょう。

限られた方だけでなく、社員全員がみることができる、
報告先を知っていることが望ましいです。

まとめ

- ☑ それぞれの作業に合わせて、熱中症対策の体制を整えましょう
- ☑ 熱中症の疑いがある人を見つけたら
早急に対応できるように準備しましょう
- ☑ 関係者へ周知を必ず実施しましょう



参考資料

- ☒ 厚生労働省 熱中症が疑われる人を見かけたら
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/happen.html
- ☒ 厚生労働省 職場における熱中症対策の強化について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

【弊社資料】

- ☒ 職場巡視チェックリスト
- ☒ 熱中症対応フロー

ご利用希望の方は担当者にお申し付けください